

## 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行規則に規定する内容 (案)

「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行規則」では、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成 20 年法律第 83 号。以下「法」という。）の規定において農林水産省令・環境省令（以下「省令」という。）で定めることとされている製造業者及び輸入業者の届出事項、製造業者、輸入業者、及び販売業者（小売の場合を除く。）の帳簿の記載事項等を定める。

### 1 授与の定義

法第 6 条において、基準又は規格に合わない愛がん動物用飼料の販売等が禁止されることとされており、この「販売」には、「不特定又は多数の者に対する販売以外の授与」と「これに準ずるものとして省令に定める授与」を含むとしている。

#### <省令での規定事項>

- 特定の者に対する授与であって、次のいずれかの要件を満たす場合は、法の「授与」に含める。
- ▶ その愛がん動物用飼料が販売の用に供されるものであること
  - ▶ その愛がん動物用飼料が不特定又は多数の者に販売以外の方法により授与されるものであること

### 2 製造業者等の届出

法第 9 条において、基準又は規格が定められた愛がん動物用飼料の製造業者又は輸入業者（省令で定める者を除く。）は事業の開始前（既に事業を開始している場合は法の施行日（平成 21 年 6 月 1 日）から 30 日以内）に、農林水産大臣及び環境大臣への次の事項の届出を義務付けられている。

- ・氏名及び住所（法人は、名称、代表者氏名及び主な事務所の所在地）
- ・製造業者は、製造する事業場の名称及び所在地
- ・販売業務を行う事業所及び愛がん動物用飼料の保管施設の所在地
- ・その他省令で定める事項

#### <省令での規定事項>

##### (1) 届出義務の適用除外

- 届出義務の対象から、法 6 条第 1 項に規定する販売を目的としない製造業者及び輸入業者を除外する。

(2) 製造業者及び輸入業者の届出事項

→上記法定事項に加え、製造、輸入又は販売に係る愛がん動物用飼料の種類（輸出用として製造、輸入又は販売するものについては、その旨）や製造、輸入又は販売の開始年月日の届出を義務付ける。

3 製造業者等の帳簿の記載事項等

法第 10 条において、①製造業者又は輸入業者は愛がん動物用飼料を製造又は輸入したとき、②製造業者、輸入業者又は販売業者は愛がん動物用飼料を他の製造業者、輸入業者又は販売業者に譲り渡したときは、帳簿に次の事項を記載し、保存することが義務付けられている。

①製造又は輸入した愛がん動物用飼料の名称、数量、  
その他省令で定める事項

②譲り渡した愛がん動物用飼料の名称、数量、相手方の氏名又は名称、  
その他省令で定める事項

<省令での規定事項>

(1) 愛がん動物用飼料を製造又は輸入したときの帳簿の記載事項

→上記法定事項に加え、次の事項の記載を義務付ける。

- 愛がん動物用飼料の製造又は輸入の年月日
- 製造業者にあつては、製造に用いた原材料の名称及び数量、原材料の譲受けの年月日及び相手方の氏名又は名称
- 輸入業者にあつては、愛がん動物用飼料の輸入先国名及び相手方の氏名又は名称、輸入した愛がん動物用飼料の荷姿、製造国名、製造業者の氏名又は名称及び原材料の名称

(2) 愛がん動物用飼料を譲り渡したときの帳簿の記載事項

→上記法定事項に加え、次の事項の記載を義務付ける。

- 愛がん動物用飼料の譲渡しの年月日及び愛がん動物用飼料の荷姿

(3) 帳簿の保存期間

→帳簿に最終の記載をした日から起算して2年間とする。

4 その他

上記の他、必要な届出書の様式を定める。